

ふるさとづくりのために 環境経済に取り組んでいます！ (45)

たくみ工芸(寺内卓三)(出石町魚屋)

〜皮籐の再利用による籐かごなどの製造〜

「環境を良くする事業で経済効果が生まれることにより、環境と経済は互いに発展し合う」。このような環境経済型事業に取り組み企業にインタビューします。

《問合せ》エコバレー推進課環境経済係 ☎ 23-4480

―寺内さんが杞柳細工(柳行李や籐かごなどの細工物)の職人になったきっかけは？

寺内家は杞柳細工職人の家系で、私で三代目です。家業でするので、親の跡を継いで現在に至ります。

最初は豊岡に作業場があったのですが、観光地ということもあり、後年出石に転居して店を開きました。

―伝統工芸を取り巻く環境は？

今では、豊岡の杞柳細工も有名になり、生産者が直接パートなどで直売して利益を得られるようになりましたが、昔はそうではありませんでした。作った商品が思うような値段で売れず、多くの職人が廃業していききました。

私たちも例外ではなく、苦しい時代が続きました。しかし、諦めずに良いものを作り続けることで、ようやく脚光

を浴び、今ではバックオーダーも抱えるようになりました。

―環境効果は？

環境経済事業として認定されているのは、杞柳細工の中でも、皮籐を使った籐かごなどの製造です。

皮籐とは、植物の籐の皮のことですが、国内ではほとんど生産されていません。海外でも近年輸出が禁止されました。

市場に材料が出回らないため、卸問屋などで廃棄する予定の籐のむしろを譲り受け、



▲皮籐バッグ

解体して再利用しています。こうすることで、結果として廃棄物量の抑制に貢献しています。

また、端材となった皮籐も燃料として使用していますので、ごみがほとんど出ません。

―今後の展開は？

おかげさまで、多くのお客様さんから注文をいただき、人手が足りない状況です。

若い職人を育てる目的もあり、3人の女性を雇って仕事を手伝ってもらっています。

いずれ彼女たちが職人として独り立ちし、若い職人を育ててほしいと願っています。

今後とも、豊岡の杞柳細工の知名度向上と、それを支える職人の育成に力を入れていきたいと考えています。

※詳細は、問い合わせください。 ☎ 52-3208



▲幼稚園バスケット

みんなで取り組もう 豊岡エコポイント (22)

市では、環境行動の成果が形となって表れ、実感できる仕組み「豊岡エコポイント」を実施しています。

抽選会や賞品などの情報をシリーズでお知らせします。

《問合せ》エコバレー推進課 ☎ 23-4480

第6回市民エコポイント抽選会を開催しました！

7月6日、豊岡稽古堂1階で、第6回市民エコポイント抽選会を開催しました。延べ624人の方が、46の事業者から提供いただいた環境賞品、地産賞品などを持ち帰りました。

今後、11月と平成27年3月(最終回)に抽選会を開催しま



▲何色が出るかな…！

す。日時や場所などの詳細は、あらためてお知らせします。お持ちのエコポイントは、この2回の抽選会が終わると使用できなくなります。

ポイントがもらえる環境行動は、電気使用量の前年同月比のマイナスやカウンターの舞商品の購入、環境経済認定事業商品の購入など32項目です。

ポイントの引き換えは、エコバレー推進課、各支所、エコポイント協力店(株式会社ガンピー本店、池屋、二方蒲鉾株式会社、豊岡駅通商店街振興組合事務所など)、抽選会場で行えます。

環境に良い行動をして、ポイントのため、市内事業所の素敵な賞品を手に入れましょう！



▲どんな賞品を選ぶか悩みます

介護保険料の減免 要申請

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定しています。しかし、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細は、問い合わせください。

なお、減免の可否は、資産調査などの結果に基づき、市の基準で決定します。

低所得者減免

保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第4段階の方で、次の①～③の全ての要件に該当する方

①市民税が課税されている方に、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または医療保険の被扶養者になっていない

②資産などを活用してもなお

生活が困窮していると認められる（資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む）

③前年の収入が、下表の要件を満たしている

その他の減免

次の①から③のいずれかに該当する方

①次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか、一定額以下の方

- 災害で、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた
- 世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したこと、収入が著しく減少した
- 世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などで著しく減少した
- 世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作などで著しく減少した

②無年金外国籍高齢者福祉給

③ 付金を受給している方
刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された方



③の要件

対象（保険料段階別）		収入金額	減免額
第1段階 第2段階	単身世帯	減免申請者の年間収入金額が60万円以下	10分の6を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入金額の合計が60万円+30万円×（世帯員の人数-1）以下	
第3段階 第4段階	単身世帯	減免申請者の年間収入金額が60万円以下	10分の7を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入金額の合計が60万円+30万円×（世帯員の人数-1）以下	
	単身世帯	減免申請者の年間収入金額が120万円以下	10分の4を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入金額の合計が120万円+60万円×（世帯員の人数-1）以下	

< 対象施設 >

（介護保険法施行法第11条に規定する施設）

- 1 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設
※生活介護および施設入所支援を受けている障害者に限る
- 2 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
※身体障害者福祉法の規定により生活介護を行う施設に入所している障害者または知的障害者福祉法の規定により入所している障害者に限る
- 3 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- 4 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関
- 5 のぞみの園法に規定する福祉施設
- 6 国立および国立以外のハンセン病療養所等
- 7 生活保護法に規定する救護施設
- 8 労災特別介護施設
- 9 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の施設
※療養介護を行う施設に限る

介護保険の適用除外について

65歳以上の方は1号被保険者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として、介護保険の被保険者となります。

《問合せ》介護保険課介護保険係 ☎ 2412401

しかし、法令で定める施設に入所・入院し、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者になりません。左の施設に該当する方は届け出てください。